破産手続廃止

平成２８年（フ）第５４３号
埼玉県所沢市大字下富996番地１
破産者　株式会社柴田工業
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１９７号
札幌市北区新川西５条４丁目８番13号
破産者　株式会社ホームビルド
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１号
秋田市外旭川八幡田２丁目12番16号、前住所盛岡市津志田14地割101番地
破産者　株式会社まるたつ
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９号
栃木県大田原市奥沢1105番地
破産者　瑞穂産業株式会社
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第５０号
栃木県大田原市若草２丁目1187番地ペット・スクエアＡ棟102、前住所栃木県大田原市奥沢1105番地
破産者　片野　洋巳
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第７６号
富山市向新庄町５丁目６番８号
破産者　株式会社電工企画
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３９８号
名古屋市南区中割町１丁目14番地
破産者　有限会社ミナミ建装
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４９号
兵庫県伊丹市森本３丁目65番地２
破産者　株式会社ロイヤルワーク
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
福岡県久留米市御井町1647番地の１
破産者　有限会社江口電設
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８１号
佐賀県鳥栖市本通町１丁目字小原855番地４
破産者　ＮＰＯ法人ＪＳＫ
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
大分県宇佐市大字長洲4258番地の２
破産者　米丸水産株式会社
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０号
千葉県南房総市本織1718番地３　ウエルコーポ102号
破産者　赤松　　信
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第９２０号
東京都町田市南大谷193番地３
破産者　河村　　勉
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９９１号
東京都多摩市聖ヶ丘２丁目48番地の３
破産者　倉田　愼一
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９９２号
東京都多摩市聖ヶ丘２丁目48番地の３
破産者　倉田千代子
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３号
長野県岡谷市川岸中２丁目24番８号
破産者　株式会社ＡＬＬＥＳ
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第７８号
三重県津市一身田平野622番地12
破産者　邨中　勝博
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２４号
三重県鈴鹿市寺家１丁目29番16号
破産者　八木左官こと　八木　雅稔
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３４９号
宮崎市田代町32番地２
破産者　有限会社モンテビュロー
１　決定年月日　平成29年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第２２９号
北九州市戸畑区旭町６番15号
破産者　戸畑質屋協同組合
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１０１号
名古屋市中区錦３丁目５番31号　ジブラルタ生命名古屋錦ビル２Ｆ
破産者　株式会社スゥープ
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部